

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調査

(所管課：長寿福祉課)

1	施設名	甲賀市デイサービスセンターすこやか荘		
2	施設の目的	介護や支援が必要な在宅の高齢者等に対し、介護保険法に基づくサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに家族の介護負担を軽減する。		
3	施設の概要	所在地：甲賀市甲賀町大原中355番地 施設構造：鉄骨造平屋建 延床面積：674.00㎡ 事務室、厨房、食堂、リハビリ室、相談室、休憩室、浴室、脱衣室、トイレ 定員等：1日あたり35名		
4	募集方法	公募		
5	指定期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 9年 3月31日(3年間)		
6	管理業務内容	・介護保険法に基づくデイサービス事業の運営 ・施設の維持管理、経営管理 ・自主事業の実施		
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	0	円
		(年間指定管理料)	0	円
		消費税及び地方消費税含む		
8	公募期間	令和 5年 6月15日 から 令和 5年 8月 4日(50日間)		
9	申請者数	1者		
10	申請者(代表者名) 主たる事務所の所在地	1	(団体名・代表者名)社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 会長 林 善彦 (所在地)滋賀県甲賀市水口町水口5609番地 (設立年月日、事業概要)平成16年10月1日、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の増進を図るため、社会福祉を目的とする各種事業を行う。	
		2	(団体名・代表者名) (所在地) (設立年月日、事業概要)	
11	選定委員 *委員長 (50音順、敬称略)	黄瀬 正信	その他市長が適当と認める者	元金融機関、元商工会事務局長
		中嶋 慶喜	学識経験を有する者	社会保険労務士法人
		福山 孝徳	公の施設の利用者	区長会
		前野 沙穂	学識経験を有する者	税理士
		*望月 善博	その他市長が適当と認める者	元企業役員
12	選定基準	甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項による		
13	選定方式	総合点数方式		

14	指定管理者の 候補者	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会						
15	選 定 委 員 会	第2回 指定管理者選定委員会 開催日 令和5年8月22日						
16	選 定 結 果	第2回 指定管理者選定委員会 開催日 令和5年8月22日 採点得点表 <table><tr><td>申請者</td><td>合計得点</td><td>合計配点</td></tr><tr><td>社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会</td><td>224点</td><td>250点</td></tr></table> ※合計得点:委員1人50点で採点し、委員5人の得点を合計した点数 ※選定基準、審査項目、審査結果は別紙のとおり	申請者	合計得点	合計配点	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	224点	250点
申請者	合計得点	合計配点						
社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	224点	250点						
17	附 帯 意 見	特になし						

令和5年8月22日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

審査集計表

【施設名：甲賀市デイサービスセンターすこやか荘】

区 分	選 定 委 員					摘 要
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	
■性能・仕様に関する項目(40点)						
基準項目(1)						
利用者の公正な利用の確保に関する項目	8.0	8.0	7.0	8.0	6.0	
基準項目(2)						
施設の効用を最大限に発揮させるものに関する項目	6.0	8.0	6.0	8.0	6.0	
基準項目(3)						
施設の適正な維持及び管理に関する項目	8.0	8.0	7.0	8.0	6.0	
基準項目(5)						
管理を安定して行う規模及び能力	4.0	8.0	7.0	8.0	6.0	
基準項目(6)						
その他市長等が定める事項	4.0	8.0	7.0	8.0	6.0	
計	30.0	40.0	34.0	40.0	30.0	
■経費に関する項目(10点)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
■合計得点(50点)	40.0	50.0	44.0	50.0	40.0	224.0

甲賀市指定管理者選定審査 採点表

施設名 甲賀市デイサービスセンターすこやか荘

申請者 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会

■性能・使用に関する項目（４０点）		総合判定	配 点	得 点
基準項目（１） 利用者の公正な利用の確保に関する項目			8点	点
ア．公の施設・指定管理者制度の管理運営の基本的考え方		適 ・ 不適		
イ．市政への貢献・効果		適 ・ 不適		
ウ．施設の貸出条件・利用料金の考え方		適 ・ 不適		
基準項目（２） 施設の効用を最大限に発揮させるものに関する項目			8点	点
ア．広報プロモーション活動の具体的方法		適 ・ 不適		
イ．予約受付・使用許可に関する具体的方法		適 ・ 不適		
ウ．施設の利用・貸出に関する具体的方法		適 ・ 不適		
エ．展示業務に関する具体的方法		適 ・ 不適		
オ．利用者支援・苦情対応等に関する具体的方法		適 ・ 不適		
カ．自主事業に関する具体的方法(施設の効用を向上させる取組み等)		適 ・ 不適		
キ．市・関係機関等の連絡・調整に関する具体的方法		適 ・ 不適		
基準項目（３） 施設の適正な維持及び管理に関する項目			8点	点
ア．業務の実施体制・責任体制・バックアップ体制		適 ・ 不適		
イ．法令の遵守、必要資格		適 ・ 不適		
ウ．管理規定・マニュアルの考え方		適 ・ 不適		
エ．建築物・建築設備の維持管理に関する具体的方法		適 ・ 不適		
オ．備品の維持管理に関する具体的方法		適 ・ 不適		
カ．植栽の維持管理に関する具体的方法		適 ・ 不適		
キ．清掃に関する具体的方法		適 ・ 不適		
ク．警備に関する具体的方法		適 ・ 不適		
基準項目（５） 管理を安定して行う規模及び能力			8点	点
ア．類似業務の実績		適 ・ 不適		
イ．事業計画書に関する具体的な考え方		適 ・ 不適		
ウ．リスク管理に関する具体的方法		適 ・ 不適		
エ．業務評価に関する具体的方法		適 ・ 不適		
基準項目（６） その他市長等が定める事項			8点	点
ア．事故、災害時の対応策		適 ・ 不適		
イ．個人情報保護に関する具体的方法		適 ・ 不適		
ウ．環境保護に関する具体的方法		適 ・ 不適		
エ．市内産業の活性化に関する具体的方法		適 ・ 不適		
オ．従事者確保(市内業者の登用、障害者雇用、男女協働参画)に関する具体的方法		適 ・ 不適		
小計				点

(４)経費に関する項目（１０点）	得点	点
------------------	----	---

【計算表】		
順位	提案価格（市からの支出額）	算 出 方 法
１位	千円(A)	10点(満点)
計算	千円(B)	10点×(B)／(A) = 10点×()／() = . 点

※小数点第２位以下四捨五入（計算過程は掛放し）

■合計得点（５０点）	得点	点
------------	----	---

最高位者： 該当☐ 該当無 ☐

審査員番号

「適」数別配点一覧

基準項目（１）利用者の公正な利用の確保に関する項目		
要求項目数	要求項目の「適」の数	配点
3	0	0
	1	4
	2	6
	2 なおかつ優れた提案である。	8

基準項目（２）施設の効用を最大限に発揮させるものに関する項目		
要求項目数	要求項目の「適」の数	配点
7	0	0
	1	2
	2	2
	3	4
	4	4
	5	6
	5 なおかつ優れた提案である。	8

基準項目（３）施設の適正な維持及び管理に関する項目		
要求項目数	要求項目の「適」の数	配点
8	0	0
	1	2
	2	2
	3	4
	4	4
	5	4
	6	6
	6 なおかつ優れた提案である。	8

基準項目（５）管理を安定して行う規模及び能力		
要求項目数	要求項目の「適」の数	配点
4	0	0
	1	2
	2	4
	3	4
	4	6
	4 なおかつ優れた提案である。	8

基準項目（６）その他市長等が定める事項		
要求項目数	要求項目の「適」の数	配点
5	0	0
	1	2
	2	4
	3	4
	4	6
	4 なおかつ優れた提案である。	8